

函館市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 1 号

函館市印鑑条例の一部を改正する条例

函館市印鑑条例（昭和 6 3 年函館市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 4 項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード等（）」に、「個人番号カードで」を「個人番号カード，出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードまたは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書で」に改め，「第 2 2 条第 7 項」の後ろに「（公的個人認証法第 2 2 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は，令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。